

地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 48 年度
計画見直し年度	昭和 52 年度
	平成 1 年度
	平成 9 年度
	平成 20 年度
	平成 25 年度
	平成 30 年度
	令和 6 年度

瑞浪農業振興地域整備計画書

令和 7 年 4 月 2 8 日

岐 阜 県 瑞 浪 市

目 次

ページ

第 1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
2	農用地利用計画	4
第 2	農業生産基盤の整備開発計画	5
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2	農業生産基盤整備開発計画	5
3	森林の整備その他林業の振興との関連	5
4	他事業との関連	5
第 3	農用地等の保全計画	6
1	農用地等の保全の方向	6
2	農用地等保全整備計画	6
3	農用地等の保全のための活動	6
4	森林の整備その他林業の振興との関連	6
第 4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	8
3	森林の整備その他林業の振興との関連	9
第 5	農業近代化施設の整備計画	10
1	農業近代化施設の整備の方向	10
2	農業近代化施設整備計画	11
3	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第 6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	12
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	12
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	12
3	農業を担うべき者のための支援の活動	12
4	森林の整備その他林業の振興との関連	12
第 7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	13
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	13
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	13
3	農業従事者就業促進施設	14
4	森林の整備その他林業の振興との関連	14
第 8	生活環境施設の整備計画	15
1	生活環境施設の整備の目標	15
2	生活環境施設整備計画	15
3	森林の整備その他林業の振興との関連	15

4	その他の施設の整備にかかる事業との関連.....	15
第9	附図	16
1	土地利用計画図（附図1号）	16
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	16
3	農用地等保全整備計画図（附図3号）	16
別記	農用地利用計画	16

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、岐阜県の東南部に位置し、東は恵那市、西は御嵩町、土岐市、南は愛知県（豊田市）に接している。東経 137° 15' 17"、北緯 35° 21' 42"（市役所）に位置し、地質は大部分が第3紀層で花崗岩と頁岩の層が多い。

地勢は、北部の木曾川沿岸、南部の愛知県境及び中央部の屏風山系の一部を除いて標高 300m～400mの丘陵地が続いている。その間をぬって小里川、日吉川、佐々良木川等中小河川が市域の中央部を東西に貫流する土岐川に注いでおり、これらの河川に沿って集落が点在し、その集落を中心に農用地が展開している。

気候は、梅雨と秋雨の2時期に降水量のピークがある太平洋気候区に属しており、年間を通して比較的温暖であるため、動植物の生育環境は整っているが、冬季に積雪することがある。

人口は、平成30年1月1日現在 37,979人、令和6年1月1日現在 35,731人と減少傾向にあり、若年層の流出が続いている。今後は、第7次瑞浪市総合計画（令和6年度～15年度）に即して少子高齢化対策、定住促進対策等の人口減少対策を図る。

農業生産を確保するために、基盤整備を推進するとともに、営農組合等担い手の育成、農地の有効活用、特産農産物の開発と定着、地産地消等を推進し、多面的機能を持つ農地の保全及び耕作放棄地の解消を図る。また、農業と自然や文化、歴史といった地域資源を生かした観光等により、交流人口の増加を図る。

市中央部の国道19号に沿う農地は、住宅地等の転用がさらに進むと予測されるので、その状況を見極めつつ優良農用地の確保と農業振興を図る。一方、北部地区及び南部地区の一部地区においては、今後とも農用地として位置づけをし、土地利用の促進を図る。

農業振興地域内の土地利用構想（単位：ha、%）

区 分	農 用 地				農業用 施設用地		混牧林地		左以外の 山林原野		その他		計	
	農 地		採草放牧地		実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
	実数	比率	実数	比率										
現 在 (R6年)	766.9	24.4	90.8	2.9	56.6	1.8	-	-	371.2	11.8	1,860.7	59.1	3,146.2	100.0
目 標 (R15年)	720.4	22.9	87.3	2.8	56.6	1.8	-	-	412.7	13.1	1,869.2	59.4	3,146.2	100.0
増 減	△46.5		△3.5		-		-		41.5		8.5		-	

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 857.7haのうち、次に掲げる農用地を除いた農用地 576.1haにつ

いて、農用地区域を設定する。

- ① 集落居住区域内に介在する農用地 30.5ha
- ② 自然条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地
 - (a) 山林・原野に接続する農用地 189.5ha
 - (b) 住宅の建設等の開発が見込まれる山田地区集落周辺農用地 13.9ha、及び稲津地区小里地域集落周辺農用地 16.3ha
 - (c) 土岐地区の国道19号沿道の開発が予測される桜堂地域周辺農用地 2.7ha、及び鶴城地域周辺農用地 2.6ha
- ③ その他、農用地区域に設定することが適当でないと判断した農用地 26.1ha
 - (イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針
柄石地区機構関連農地整備事業 5.2ha（日吉地区・明世町月吉地区）
 - (ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針
本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において、農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要があるもの及び次に掲げる農業用施設用地について、農用地区域を設定する。

農用地区域内農業用施設用地の設定方針

農業用施設の種類	地 区 (集 落 名)	面積 (ha)
ライスセンター・育苗施設	大 湫 (足 又)	0.7
〃	日 吉 (平 岩)	0.6
〃	〃 (本 郷)	0.6
〃	陶 (大 川)	0.2
牛 舎	日 吉 (田 高 戸)	6.1
〃	〃 (高 根)	2.1
〃	〃 (平 岩)	1.6
〃	稲 津 (萩 原)	2.6
〃	釜 戸 (平 山)	0.1
豚 舎	大 湫 (神 田)	4.9
〃	日 吉 (高 根)	1.0
鶏 舎	大 湫 (西 区)	2.6
〃	〃 (神 田)	1.4
〃	日 吉 (平 岩)	17.6
〃	〃 (白 倉)	4.5
〃	〃 (南 垣 外)	4.5
〃	土 岐 (仲 ケ 平)	1.2
農畜産物加工施設	日 吉 (平 岩)	0.5
堆肥製造施設	日 吉 (高 根)	0.2
園芸施設	土 岐 (桜 堂)	0.3
〃	釜 戸 (平 山)	0.4
農業用倉庫	—	2.5
合 計		56.2

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針
該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

(ア) 北部 (A)

この地区は、農用地が広範囲に散在しているため、基盤整備済農用地を中心に担い手への集積を進め、農作業の効率を高める。また、肉用牛・養豚・酪農・養鶏等が営まれており、施設の近代化を図り生産性を高める。

(イ) 中部 (B)

釜戸地区で基盤整備が実施された地域は、優良農地として確保する。

整備が進みつつある国道19号瑞浪恵那道路の沿道地域では、基盤整備が実施された農用地を優良農地として確保する。

(ウ) 南部 (C)

基盤整備済農地は優良農地として確保し、担い手への農地集積を進め生産性の向上を図る。

農用地等の利用方針 (単位: ha)

区 分	農 地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森 林 原野等
	現 況	将 来	増減	現 況	将 来	増減	現 況	将 来	増減	現 況	将 来	増減	現 況	将 来	増減	
北部(A)	248.0	248.0	—	47.5	43.8	—	—	—	—	51.3	51.3	—	346.8	343.1	—	—
中部(B)	190.5	181.8	—	9.6	9.6	—	—	—	—	2.1	2.1	—	202.2	193.5	—	—
南部(C)	64.0	64.0	—	15.9	15.9	—	—	—	—	2.8	2.8	—	82.7	82.7	—	—
計	502.5	493.8	—	73.0	69.3	—	—	—	—	56.2	56.2	—	631.7	619.3	—	—

イ 用途区分の構想

(ア) 北部 (A)

A-1 (大湫)

足又地域、神田地域及び野田地域の基盤整備済農地 42.4ha を優良農地として確保していく。ライスセンター、養鶏場、養豚場の農業用施設の近代化を支援し、農業用施設用地として確保していく。

A-2 (日吉)

日吉南部地区では、80.0ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。

日吉北部地区では、平岩地域、常道地域、鴨ノ巣地域、北野地域、藤垣外地域、三和ノ郷地域、柄石地域、深沢地域、上之郷地域及び田高戸地域の基盤整備済農地 69.7ha について、機械化営農組合等の担い手に集積し、優良農地として確保していく。柄石地域、3.6 ha の基

盤整備農地について、営農組織等の担い手に集積し、優良農地として確保していく。

畜産が盛んな地域において、採草放牧地及び農業用施設用地を確保していく。

A-3 (明世)

月吉地区では、日吉川左岸側の 21.6ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。
柄石地域 1.6ha の基盤整備農地について、営農組織等の担い手に集積し、優良農地として確保していく。

(イ) 中部 (B)

B-1 (釜戸)

釜戸西部地区、釜戸中部地区、上平地域、中畑地域、中切地域、岩倉地域、大久後地域、斧研地域、桑原地域及び町屋地域の基盤整備済農地 59.3ha を優良農地として確保していく。
また、平山地域では、基盤整備済農地及び草地 8.1ha の確保・保全を図り、優良農地として確保していく。

B-2 (土岐)

名滝地域、奥名地域、下沢地域、桜堂地域、木ノ暮地域、清水地域、鶴城地域の基盤整備済農地 52.1ha を優良農地として確保していく。

国道 19 号沿道は、今後店舗等の土地需要が見込まれるため、農業と他産業との調和した開発等、総合的な土地利用を進める。

B-3 (山田)

市街地に近く開発が進んでおり、非農業的土地需要の増加が予測されるため、農業基盤整備による優良農地の確保は困難となる。

(ウ) 南部 (C)

C-1 (稲津)

小里地区は、市街地に比較的近く農地の宅地化等、非農業的土地需要が予測されるため、農業基盤整備は困難となる。

萩原地区は、大牧地域、萩原地域及び笹平地域の基盤整備済農地 30.0ha を優良農地として確保していく。

C-2 (陶)

大川地区では、19.7ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。

水上地区では、4.4ha の基盤整備済農地を優良農地として確保していく。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

A-1（大湫）では、神田地域と足又地域は、団体営ほ場整備事業により、野田地域は県営中山間地域農村活性化総合整備事業により整備されている。

A-2（日吉）では、常道地域、鴨ノ巣地域及び藤垣外地域が県単独ほ場整備事業により、平岩地域及び深沢地域が団体営ほ場整備事業により、北野地域が小規模排水対策特別事業により、三和之郷地域、柄石地域、常道地域の一部及び田高戸地域が新農業構造改善事業により、日吉南部地区及び上之郷地域が県営ほ場整備事業により整備されている。

A-3（明世）の月吉地区では、団体営ほ場整備事業により整備されている。

B-1（釜戸）では、釜戸中部地区及び斧研地域、上平地域、中畑地域、中切地域、岩倉地域が県単独ほ場整備事業により、平山地域が県営畜産環境整備事業により、釜戸西部地区及び桑原地域が団体営ほ場整備事業により、大久後地域が小規模排水対策特別事業により、町屋地域が農業振興対策事業により整備されている。また、平山地域の一部は県営中山間地域総合整備事業が実施されている。

B-2（土岐）では、名滝地域が地域農政特別対策事業により、奥名地域が小規模排水対策特別事業により、下沢地域、桜堂地域、木ノ暮地域、清水地域、鶴城地域が県営中山間地域総合整備事業により整備されている。

C-1（稲津）の萩原地区では、大牧地域が小規模排水対策特別事業により、笹平地域が農業振興対策事業により、これらを除く萩原地区が団体営ほ場整備事業により整備されている。

C-2（陶）では、大川地区が団体営ほ場整備事業により、水上地区が県単独ほ場整備事業により整備されている。

しかしながら、瑞浪市の農地は、宅地への転用や耕作放棄等により年々減少しているため、今後も国・県の事業を積極的に利用し、将来にわたって農業が持続できる優良農地を確保する。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	事業量		
経営体育成基盤整備事業	ほ場整備	柄石	5.2ha	1	
		平岩	18ha	2	

別添 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

農地及び農業施設の洪水等による災害を防止するため、老朽ため池、防災重点農業用ため池等の整備を推進する。

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市では、農家の高齢化、担い手不足等により、遊休農地の増加が問題となっている。そのため、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化や、中山間地域等直接支払交付金や多面低機能支払交付金を活用した農地の保全を推進することにより、遊休農地の発生防止を図る。

また、市耕作放棄地再生利用事業等を通じて、遊休農地の再生を行い優良農地の確保及び担い手への集積を行う。

基盤整備が完了してから相当年数が経過している農地では、用排水路や農地法面・畦畔等の老朽化が進行していることもあり、補修や改修などを必要に応じて実施する。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	事業量		
ため池整備事業	堤体工 99m	二本木	受益面積 2ha	3	県・(防)ため池整備事業 (R7～R11)
	堤体工 56m	半原新堤	受益面積 15ha	4	県・(防)ため池整備事業 (R9～R13)
	堤体工 60m	大川1号	受益面積 31ha	5	県・(防)ため池整備事業 (R9～R13)
	堤体工 81m	岩倉大	受益面積 4ha	6	県・農業水路等長寿命化事業・防災減災事業のうち長寿命化対策 (R4～R8)

別添 農用地等保全整備計画図 (附図3号)

3 農用地等の保全のための活動

(1) 畜産による土地利用

休耕田等における飼料作物の生産を奨励し、遊休農地の発生を防ぐ。また、畜産農家の離農跡地へ新規就農者等をはじめとした担い手を誘導し、農用地等の再活用を図る。

(2) 特産作物の開拓

マコモタケ、エゴマ、ニンニク等を特産作物として作付を推奨する。また、販路の開拓及び加工品の開発を支援し、作付面積の拡大を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

産業としての農業を振興するため、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営が地域における農業生産の相当部分を占めるような農業構造を確立することを目指す。具体的には、他産業従事者の労働実態や優良な農業経営の事例を踏まえ、年間農業所得の目標として主たる従事者1人あたり概ね400～500万円、年間総労働時間の目標として主たる従事者1人あたり概ね1,600～2,000時間とする。なお、本市における主要な営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の目標は下表のとおりである。

効率的かつ安定的な農業経営の目標

営農類型		目標規模		作目構成
個別経営体	水稲	水稲 主食用稲 飼料用稲 作業受託	15ha 8ha 7ha 15ha	米
	水稲+野菜	水稲 夏秋ナス みずなみの芋	5.0ha 0.3ha 0.2ha	米、野菜
	花き	鉢花 花壇苗	0.3ha 0.2ha	シクラメン、シンビジウム、ラン 花壇苗
	茶	茶園 受託加工	3.0ha 5,000kg	茶
	野菜	イチゴ(土耕栽培)	0.2ha	イチゴ
	肉用牛繁殖	繁殖用成雌牛 混播牧草 ソルガム イタリアンライグラス	60頭 3.0ha 0.9ha 1.2ha	繁殖牛、育成子牛
	肉専用種肥育	肉専用種肥育牛 混播牧草	200頭 0.8ha	肉専用種肥育牛
	酪農	経産牛 混播牧草 トウモロコシ	35頭 8.3ha 3.8ha	経産牛
	採卵鶏	常時飼養羽数	50千羽	採卵鶏
	組織経営体	水稲	水稲 主食用稲 飼料用稲 大豆 作業受託	35ha 15ha 10ha 10ha 20ha
水稲(農作業共同型)		作業受託	30ha	米
ブロイラー		常時飼養羽数 年間出荷羽数	50千羽 200千羽	肉用鶏
養豚肥育		母豚 常時飼養頭数	500頭 5,000頭	肥育豚

農業経営体に関する協議会等において、相互連携のもと、法人化を目指す経営体への経営診断、認定農業者のスマート農業技術の導入を含む生産方式導入、経営管理の合理化等の重点的指導を行う。

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員会等と連携して農地の出し手と受け手に係る情報を収集し、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を進める。本市の場合、これらの農地の利用集積に関しては、農地所有適格法人である大湫機械化営農組合、日吉機械化営農組合などのほか、土地利用型農業の認定農業者等を受け皿として位置づけている。これらの法人等が実施している集団的土地利用を模範としつつ、このような利用調整を全市的に展開して、担い手への農地の集積・集約を促進する。

そのほか、基幹作業の受託による経営規模の拡大や、新品種の導入・作型の見直しによる更なる高収益化や新規作目の導入を促進することにより、経営発展を図る。

また、定年退職者や女性など多様な担い手を育成する取組として、農産物等直売所への出荷者を育成する。さらに、遊休農地については、認定農業者等担い手への利用集積や農地の再生事業を活用するなど、積極的に発生防止及び解消に努めるほか、土地の基盤整備については、今後も地域の意向を把握するなかで積極的に進めていくこととする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

経営農地の面的集積の割合は、令和6年度は27.2%である。効率的かつ安定的な農業経営体の地域における農用地の利用集積にあたっては、令和12年度にはこの割合を78%に高めることを目標とする。

このため、自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の健全な発展を図ることが適当であると認められる区域ごとに、瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画を定め、その実現に向けて、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化を促進し、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

瑞浪市農業再生協議会や農業委員会と連携し、認定農業者の育成を推進することによって、経営規模の拡大と経営の安定化を支援する。

(2) 農用地の集約化対策

瑞浪市地域農業経営基盤強化促進計画に基づき、基盤整備済農地の集約化を図ることによって、農作業効率を高める。

(3) 農地中間管理事業等、農用地の流動化対策

各地区の基盤整備済農地を中心に、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化を行い、農地の有効利用を図る。

(4) 担い手への集積・集約化

本市は、経営が小規模な兼業農家が多数を占めており、今後、高齢化による離農に伴う遊休農

地の増加が懸念されるため、農地中間管理事業を活用した担い手への集積・集約化を促進する。

(5) 地力の維持増進対策

地力の維持増強を図るため、耕種農家と畜産農家との連携により堆肥の農地還元を促進し、有機性資源の有効利用を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農用地の計画的利用及び基盤整備を進め、水稻、畜産等の振興を図る。また、高性能な農業機械の導入、その他の施設整備の充実により、生産性を高め経営規模の拡大を図る。

(1) 地区別の具体的構想

ア 北部(A)

主要種目に水稻、酪農、肉用牛、養鶏、養豚があげられる。水稻においては、集積・集約化を進め、生産性の向上を図り、酪農、肉用牛、養鶏、養豚においては、生産の合理化と経営規模の拡大を図る。

水稻：基盤整備済農地を中心に、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積や農作業の受委託を積極的に進め、農業機械の効率利用による低コスト化を推進する。

酪農：農地の流動化による土地利用を促進し、水田における飼料作物の生産拡大を図り、粗飼料の自給率を向上させる。また、優良乳用牛の導入と検定等の促進により、優良乳用牛群の確保を図る。家畜排せつ物の適正な管理・有効利用を推進するため、堆肥舎・発酵施設の整備を推進する。

肉用牛：和牛繁殖雌牛の規模拡大を図り、子牛の安定的な生産供給を確立し、畜舎の拡大等生産環境を整えることによって、経営発展を推進する。また、家畜排せつ物の適正な管理・有効利用を推進するため、堆肥舎及び畜舎等の整備を推進する。

養鶏：集団飼育形態の増加による鳥インフルエンザ等の発生防止のため、防疫設備の整備を推進する。

養豚：特産豚肉「瑞浪ポーノポーク」の生産基盤の拡大のため、施設の拡充及び防疫施設設備の整備を推進する。

イ 中部(B)

主要種目に水稻があげられ、集団化・団地化を進め生産性の向上を図る。

水稻：基盤整備済農地を中心に、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積や農作業の受委託を積極的に進め、農業機械の効率利用による低コスト化を推進する。

ウ 南部(C)

主要種目に水稻があげられ、農地の利用集積と経営の合理化を図る。

水稻：基盤整備済農地を中心に、農地中間管理事業を活用した農地の利用集積や農作業の受委託を積極的に進め、農業機械の効率利用による低コスト化を推進する。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

効率的かつ安定的な農業の担い手を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。

このため、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業従事者の安定的確保を図るため、瑞浪市農業再生協議会と連携し、認定農業者の育成を推進する。また、新規就農者の経営開始を支援するための資金及び経営発展に必要な機械・施設等の導入を補助し、新規就農者の定着を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の地場産業は、陶磁器製造及び関連工場が主体であり、中小企業が多いため、設備投資の減速、消費需要の低迷、中進工業国の追い上げ、後継者不足により1990年代以降頃より生産状況は停滞し、農業従事者の農外就業が不安定になっている。このような状況下で、安定的な就業機会を確保するために、工場等の誘致を図っていく。

農業従事者の他産業就業状況（単位：人）

区分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒常的勤務	建設業	27	3	30	27	5	32	54	8	62
	製造業	82	30	112	90	41	131	172	71	243
	卸売・小売・飲食業	41	44	85	44	60	104	85	104	189
	サービス業	90	76	166	98	101	199	188	177	365
	その他	22	11	33	24	14	38	46	25	71
	計	262	164	426	283	221	504	545	385	930
自営兼業		163	283	446	220	90	310	383	373	756
出稼ぎ		-	-	-	-	-	-	-	-	-
日雇・臨時雇		283	220	503	90	57	147	373	277	650
総計		708	667	1,375	593	368	961	1,301	1,035	2,336

(注) 1. アンケート調査（令和4年9月～10月実施）の結果から農家世帯員の他産業就業状況を推計した。

2. 産業別従事者は、国勢調査（令和2年）の割合による。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(ア) 農業従事者の農外就業意欲の向上対策

農用地の集積・集約化による効率的利用及び生産性の向上により、農業従事者の安定的な農外就業機会の確保を図る。

(イ) 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく計画の達成を図るための対策

農村における安定した就業機会を確保するため、当該法適用地区の小田地区に企業を誘致し、平成30年に稼働を開始した。萩原地区については引き続き企業誘致についての検討を行う。

(ウ) 交流促進、農産物直売等を図るための対策

農産物等直売所「きなあつ瑞浪」を中心に交流人口の拡大を図るとともに、特産品を利用した新商品の開発を進め、農産物の販売を強化する。また、国道 19 号瑞浪恵那道路沿いに建設を計画している道の駅において、ヒトとモノの交流を行い地域活性化を図る。

(エ) その他企業誘致

リニア中央新幹線の開通を見込み、民間工場跡地への企業誘致等により、就業機会の増加、地場産業の活性化を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林環境譲与税及び清流の国ぎふ森林環境基金事業等の補助事業を活用することで、間伐等による森林整備を推進する。

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

農村地域の生活環境が大きく変化しつつある中で、今後、優良農用地の保全に配慮し、既存の生活環境施設の維持、活用を図る。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の公園や遊歩道等に、間伐材を利用して散策路ベンチ、休憩所等の施設をつくり、共同活動を通じた地域連帯感の醸成を図る。

4 その他の施設の整備にかかる事業との関連

農業の近代化を促進するためには、農道の整備、土地基盤整備が必要である。また、大型機械の導入、農産物、生産資材の運搬等農業生産の場と、生活の場としての利用度の高い農道の改良、舗装等を推進する。

第9 附図

別添

- 1 土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（附図3号）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域及び用途区分

農用地区域は、別記に掲げる区域の土地とし、用途区分は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。